

事務連絡
令和3年6月14日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の
火葬等に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

他方で、火葬場において、御遺族等が御遺体に立ち会えずお見送りをすることができなかつた、御遺骨の拾骨をすることができなかつたといった報道も一部に見られます。

ガイドラインでは、遺体においては飛沫感染のおそれはないため、接触感染に注意することとなるところ、WHOのガイダンス（2020年3月24日版）も踏まえ、接触感染に対しては、手指衛生を徹底し、ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能としています（御遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、御遺体からの感染リスクは極めて低くなるなど。ガイドライン第1章）。

また、特に、100°Cを超える温度にさらされたウイルスは失活することから、遺骨から感染することなく、拾骨時の遺骨に関する感染対策は必要ないこと、火葬場従事者の方は、通常どおりの拾骨に関する業務を行うことをお示しています（ガイドライン第2章2-8）。

葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められていますので、改めて、これらの内容及び趣旨を御確認の上、貴管内の火葬場における状況を御確認いただくとともに、関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願ひいたします。